特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和4年 R (2022年)

No. 15737 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆対抗主張(「訂正の再抗弁」)の実践的な

主張(「訂正の再抗弁」)の実践的な 考え方 (上)

~東京地判平29・4・21 (平成26年 (ワ) 第34678号、 「ピストン式圧縮機における冷媒吸入構造事件」) を題材として~

> 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士 髙見 憲

1 はじめに^{1,2}

近年、特許権侵害訴訟(以下、単に「侵害訴訟」 という。) において、被疑侵害者(被告)の無効主張 に対して、特許権者 (原告) が、訂正により無効理 由が解消されるとの「対抗主張」(「訂正の対抗主張」、 「訂正の再抗弁 | とも呼ばれる³。) をすることが多く

なってきている。特許に無効理由があったとしても、 以下の対抗主張の要件①~③⁴が満たされると、特 許権侵害が認められる。

①特許権者が適法な訂正請求又は訂正審判請求を 行ったこと(以下「要件①| という。(i) 特許 権者が訂正請求又は訂正審判請求を行ったことと、

United **GiP**s



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544 http://www.giplaw-osaka.co.jp mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣 理 士 代表弁理士 村井 康司 理 士 秀忠 代表弁理士 加藤 理 士 \pm 理 堀川 かおり 理 士 弁 玾 \pm 元山 雅史 弁 理 士 弁 理 \pm 小野 健太郎 弁 理 士 康博 弁 理 + 川分 中国弁理士 鄭 玾 士 遠藤 真治 シニアカウンセル 小野 由己男*

夫 世准 弁 理 士 合路 裕介* 弁理士 石川 貴之 金田 祥子 理 士 香山 良樹 弁 理 士 全 亨焘 小林 亜子 古賀 稔久 小出 宗一郎 黒川 三崎 正輝* 理 士 松山 漝 弁 理 士 魯 岡崎 西尾 剛輝 弁 理 士 佳瑛 弁 理 士 信治 大西 一郎 弁 理 士 上田 雅子 弁 理 士 吉田 新吾 (日本弁理十ABC順) 韓国弁理士 徳虎 朴 沼泳 日本弁理士

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン※ ※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)